

お知らせ

市県民税・所得税申告相談のお知らせ

令和4年度市県民税申告・令和3年分所得税確定申告の時期が近づきました。
市相談会場での申告相談は、市県民税が令和4年2月15日(火)、所得税(国税)が2月16日(水)から始まります。申告相談の日時・会場は、日割表(P4-5)のとおりとなりますのでご確認ください。
なお、市役所本庁・支所の税務窓口では申告できませんのでご注意ください。

【新型コロナウイルス感染症対策】

- 新型コロナウイルス等による感染症予防のため、以下の取り組みにご協力をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。未着用の方の相談はお断りさせていただきます。
 - ・アルコール消毒液にて手指の消毒をお願いします。
 - ・受付で体温測定を行います。37.5度以上の熱のある方の相談はお断りさせていただきます。
なお、体調不良、せき等の症状のある方は来庁をご遠慮ください。
 - ・その他入場人数の制限、消毒、換気、アクリルボード設置による飛まつ対策などを実施します。

【e-Taxの推奨】

所得税の申告を行う場合には、ご自宅・スマートフォン等から申告が行える国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp>)を利用したe-Taxでの申告が便利です。また、「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書は、郵送でも税務署へ提出できます。

国税庁 確定申告書等作成コーナーへ →



【市役所会場での受付時のご注意】

- ・申告相談の順番受付は、8:00からとなります。庁舎北側玄関前でお待ちください。
- ・早朝、夜間のご来場は、近隣の方の迷惑となりますのでご遠慮ください。
- ・順番のまとめ取り、電話等での事前予約はできません。
- ・受付票に必要事項を記入し、番号札と引き換えることで順番受付となります。
- ・受付票に記載いただいた内容により、申告相談の順番が前後する場合があります。
- ・混雑状況により、入場制限を行う場合や受付締切時刻を早める場合があります。
- ・午前中は混雑する傾向があります。午前中に受付しても、相談の順番が午後になる場合があります。
- ・税務徴収課以外の者が作成した番号札や受付簿等はすべて無効です。

【休日相談のご案内】

- ・給与所得者で、平日の来庁が困難な方を対象に、以下の日に申告相談を行います。
期日 令和4年2月27日(日)

【申告の際の注意点】

- ・以下の申告は市では受けることができません。太田税務署(※)でご相談ください。
 - ①初年度の住宅借入金等特別控除 ②株式譲渡 ③不動産譲渡(公共買収を除く)
 - ④先物取引 ⑤青色申告 ⑥その他特殊なもの
 ※太田税務署での申告には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。
- ・昨年度に市県民税申告をされた方には、1月末ごろに市県民税申告書を送付します。このほか税務署から申告のお知らせハガキ等の書類が届いている方は、必ず申告相談にお持ちください。
- ・申告相談会場は大変混雑します。皆様の待ち時間を少なくするために、農業や営業等の所得のある方は、「収支内訳書」を作成してお持ちください。医療費控除を受ける方は、「人ごと」、「病院等ごと」に集計した「医療費控除の明細書」を作成してお持ちください。また、内容の分かる方が会場にお越しください。

【必要となる書類等】

- ①給与所得のある方・年金を受給している方…令和3年分源泉徴収票
- ②農業・営業・不動産等の所得のある方…収支内訳書、収入や経費の分かる書類・帳簿類
※帳簿や領収書等を整理し、事前に収入や経費の計算をお済ませください。
- ③医療費控除のある方…医療費控除の明細書、明細書に記載した医療費の金額が分かる書類
※領収書を持参しただけでは申告を受けられません。事前に医療費控除の明細書を作成してお持ちください(明細書は領収書に基づき「人ごと」、「病院等ごと」に集計する必要があり、作成に時間を要します。会場が混み合うため職員は集計作業を代行しません。作成されていない場合、待ち時間で作成いただくため、申告の順番が後になる場合があります)。
- ④その他必要な書類
健康保険、国民年金、国民年金基金等の控除証明書・領収書
一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ⑤「マイナンバーカード」または『「通知カード」+「運転免許証等の本人確認書類」』
※個人番号(12桁)の記載と個人番号および本人確認の書類の添付が必要になります。
※扶養親族等がいる方は、扶養親族等のマイナンバーが分かるものをお持ちください。
- ⑥利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号が分かるものをお持ちください。
- ⑦令和元年の台風19号の被害による雑損控除の繰越がある方は、昨年の確定申告書第4表の控えをお持ちください。
- ⑧その他申告内容によって必要になるもの

※申告相談期間前半は混雑する傾向があります。都合の悪い方は、指定以外の日時・会場でも相談できますが、お待ちいただく時間を短縮するため、お住まいの地区ごとに申告相談日を指定していますので、指定の日時・会場へお越しください。
※申告相談期間中は、担当職員の多くが会場に詰めることになるため、税務徴収課への電話はつながりにくくなります。ご理解・ご協力をお願いします。
※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、対応が変更になる可能性があります。

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線233
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

令和4年度(3年分) 常陸大宮市申告相談日割表

お住まいの地域 相談会場			大宮地域 市役所2階 大会議室 対象地区等	山方地域 山方支所2階 対象地区等
期 日	相談時間	受付締切		
2月15日(火)	9:00~12:00	11:30	市内全域(市県民税申告のみ)	
	13:00~16:00	16:00		
2月16日(水)	9:00~12:00	11:30	【上野地区】根本・泉	山方第1区
	13:00~16:00	16:00		
2月17日(木)	9:00~12:00	11:30	【上野地区】下岩瀬・上岩瀬・宇留野	山方第2区
	13:00~16:00	16:00		
2月18日(金)	9:00~12:00	11:30	【村石地区】下村田・上村田・石沢	山方第3区
	13:00~16:00	16:00		
2月19日(土)	休み			
2月20日(日)	休み			
2月21日(月)	9:00~12:00	11:30	【大場地区】小場・小野・三美	西野内
	13:00~16:00	16:00		
2月22日(火)	9:00~12:00	11:30	【塩田地区】西塩子・北塩子・照田	諸沢・北富田
	13:00~16:00	16:00		
2月23日(水)	休み			
2月24日(木)	9:00~12:00	11:30	【世喜地区】辰ノ口・塩原・小倉・富岡	野上第1区
	13:00~16:00	16:00		
2月25日(金)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	山方地域全域
	13:00~16:00	16:00		
2月26日(土)	休み			
2月27日(日)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域(給与所得者のみ)	山方地域全域(給与所得者のみ)
	13:00~15:00	15:00		
2月28日(月)	9:00~12:00	11:30	【大賀地区】上大賀・岩崎・鷹巣・小祝	野上第2区
	13:00~16:00	16:00		
3月 1日(火)	9:00~12:00	11:30	【玉川地区】東野・八田・若林	久隆・家和楽
	13:00~16:00	16:00		
3月 2日(水)	9:00~12:00	11:30	【大宮地区】東富町・姥賀町・高渡町・野中町・田子内町	長田(上)
	13:00~16:00	16:00		
3月 3日(木)	9:00~12:00	11:30	【大宮地区】栄町・南町・中富町・北町・抽ヶ台町・上町・下町	長田(下)
	13:00~16:00	16:00		
3月 4日(金)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	山方地域全域
	13:00~16:00	16:00		
3月 5日(土)	休み			
3月 6日(日)	休み			
3月 7日(月)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	長沢・照田
	13:00~16:00	16:00		
3月 8日(火)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	盛金
	13:00~16:00	16:00		
3月 9日(水)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	舟生
	13:00~16:00	16:00		
3月10日(木)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	小貫・照山
	13:00~16:00	16:00		
3月11日(金)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	山方地域全域
	13:00~16:00	16:00		
3月12日(土)	休み			
3月13日(日)	休み			
3月14日(月)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	山方地域全域
	13:00~16:00	16:00		
3月15日(火)	9:00~12:00	11:30	大宮地域全域	山方地域全域
	13:00~16:00	16:00		

※混雑状況により、受付締切時刻が早まる場合があります。
 ※対象内容・地区以外でも申告相談はできますが、なるべく指定された日時・会場をお願いします。

美和地域 美和支所2階 対象地区等	緒川地域 緒川支所 対象地区等	御前山地域 御前山支所 対象地区等	お住まいの地域 相談会場 期 日
			2月15日(火)
氷之沢	那賀	秋田・中居	2月16日(水)
下檜沢第1区	下小瀬・小玉	長倉	2月17日(木)
下檜沢第2区	国長	野田	2月18日(金)
	休み		2月19日(土)
	休み		2月20日(日)
上檜沢	小舟	檜山・金井	2月21日(月)
高部第1区	小松・大岩	上伊勢畑	2月22日(火)
	休み		2月23日(水)
高部第2区	油河内・入本郷	下伊勢畑	2月24日(木)
小田野	本郷・下郷	門井	2月25日(金)
	休み		2月26日(土)
美和地域全域(給与所得者のみ)	緒川地域全域(給与所得者のみ)	御前山地域全域(給与所得者のみ)	2月27日(日)
鷺子	西根・川西	野口平	2月28日(月)
美和地域全域	宿	野口第1区	3月 1日(火)
美和地域全域	吉丸・千田	野口第2区	3月 2日(水)
美和地域全域	緒川地域全域	野口第3区	3月 3日(木)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月 4日(金)
	休み		3月 5日(土)
	休み		3月 6日(日)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月 7日(月)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月 8日(火)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月 9日(水)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月10日(木)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月11日(金)
	休み		3月12日(土)
	休み		3月13日(日)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月14日(月)
美和地域全域	緒川地域全域	御前山地域全域	3月15日(火)

【休日相談のご案内】 平日の来庁が困難な方を対象に、以下の日に申告相談を行います。
 期 日 令和4年2月27日(日)
 受付締切 午前の部 11:30 午後の部 15:00